

社会保険労務士法人リーガルネットワークスが毎月発信するニュースレターです。

## 「無期転換申込機会・無期転換後の労働条件の明示」

先般掲載いたしました来年2024年4月より施行される「労働条件明示事項の追加」の中で、「無期転換申込機会」、「無期転換後の労働条件の明示」についてより詳しくご案内いたします。

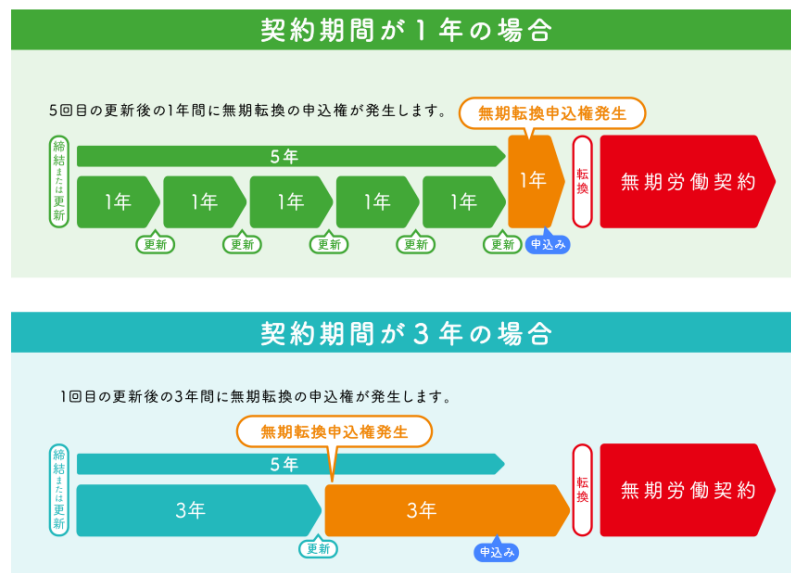
### ■ 無期転換申込機会・無期転換後の労働条件の明示

無期転換ルールは、2013年4月1日から施行され、同一の使用者との間で定期労働契約が通算5年を超えるときは、労働者の申し込みにより機関の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できる制度となります。

例えば契約期間が1年の場合、5回目の更新後の1年間に、契約期間が3年の場合、1回目の更新後の3年間に無期転換の申込権が発生し、定期労働契約労働者が使用者に対して無期転換の申し込みをした場合、無期労働契約が成立します。

※使用者は断ることができません。

2024年4月からの改正では、この「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごとに、無期転換を申し込むことができる旨（無期転換申込機会）の明示が必要となります。



出典：「厚生労働省-定期労働者の無期転換ポータルサイト」

また、2024年4月からの改正では、無期転換申込機会の明示だけでなく、「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごとに、無期転換後の労働条件の明示が必要となります。なお、労働条件を決定するにあたっては、定期労働契約労働者に対して『均衡を考慮した事項の説明』を努めなくてはなりません。これは正社員等のいわゆる正規型の労働者及び無期雇用フルタイム労働者といった他の労働者との業務内容や責任の程度、異動の有無・範囲等のバランスを考慮した事項について、定期労働契約労働者に説明をおこなうよう努めなくてはならないというようになります。

これまでご案内してまいりました2024年4月法改正内容ですが、「配置転換の範囲」「無期転換ルール」など、雇用形態別労働条件の確認と変更、労働条件通知書へ記載を追加、従業員への説明までを考慮すると、今からご検討を進められても早くはありません。もし、お悩みの際は弊社担当までご連絡くださいませ。

#### ◆8月の労務スケジュール

～8/31 7月分社会保険料納付

～8/10 7月分源泉徴収税額・住民税額の納付

#### ◆夏季休業のお知らせ

誠に勝手ながら、8/14(月)、8/15(火)は弊所の夏季休業日とさせていただきます。

ご不便をおかけするかもしれませんが、ご了承のほど、何卒よろしくお願いいたします。

編集担当：奥田  
編集責任者：勝山